

## 京都市地域交通安全運動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、本市の区域における交通の安全に関し、各区の交通安全対策協議会等(以下「協議会等」という。)及び京都市地域交通安全女性の会(以下「交通安全女性の会」という。)が行う交通安全運動事業に対する補助金(以下「補助金」という。)について、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、協議会等及び交通安全女性の会が行う地域交通安全運動事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 交通安全運動の企画及び推進、交通環境の改善の促進等に要する経費
- (2) 違法駐車等防止対策に要する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める経費に相当する額の範囲内において別表に基づき算定した額とする。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、事業に着手する20日前までに、地域交通安全運動事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 地域交通安全運動事業計画書(第2号様式)
- (2) 地域交通安全運動事業収支予算書(第3号様式)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別に定める書類

(事前着手)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付の決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に事前着手届(第4号様式)を市長に提出していたときは、この限りでない。

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから20日以内に、条例第10条第1項から第3項までの決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第7条 条例第11条第1項第1号の補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、地域交通安全運動事業補助金変更承認申請書(第5号様式)により行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- (1) 補助目的達成のために事業の弾力的な遂行を認める必要がある場合の変更
- (2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合の変更
- (3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更

(4) 第2条各号に規定する経費相互間の流用による変更（各号に規定する経費内で流用する場合を含む。）

3 条例第11条第1項第2号の補助事業等の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、地域交通安全運動事業補助金中止・廃止承認申請書（第6号様式）により行うものとする。

（事業完了の届出）

第8条 条例第18条第1項の規定による実績報告は、事業開始日の属する年度の翌年度の4月30日までに、地域交通安全運動事業実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 地域交通安全運動事業収支決算書（第8号様式）

(2) 前号に掲げるもののほか、別に定める書類

（補則）

第9条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、文化市民部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 22 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 24 日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 3 この要綱施行に当たり、必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

1 協議会等が行う事業に対し交付する補助金の額は、次の基準により算定した額とする。

$$\text{交付基準額} = 30 \text{ 千円} + \left[ 25 \text{ 千円} \times \text{交通安全会等結成学区} \right]$$

- (1) この表において「交通安全会等」とは、原則として、元学区を標準に結成された交通安全会等をいう。
- (2) 伏見区交通安全推進委員会連合会については、上記交付基準額に 30 千円を加え、西京区交通安全推進会連合会については、上記交付基準額に 15 千円を加える。
- (3) 旧京北町域については、黒田、山国、弓削、周山、細野及び宇津の6つの各地域を元学区とみなし、これを標準として結成された交通安全会数により、交付基準額を算出する。
- (4) 年度途中において未結成学区に交通安全会が結成された場合は、当該結成された学区につき、結成された日の属する月に下表に掲げる額を加える。

(単位：円)

結成日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付額	22,920	20,840	18,750	16,670	14,590	12,500	10,420	8,340	6,250	4,170	2,090	—

- (5) 協議会等の構成組織である地域交通安全推進連合会など地域の交通安全推進組織に女性組織が結成された場合、当該結成された学区1学区につき8千円を上記交付基準額に加える。ただし、上記組織が未結成である区において、当該組織に準じる団体が組織された場合には、1団体に限り同様の取扱いとすることができる。
  - (6) (5)の「当該組織に準じる団体」とは、次のいずれにも該当するものとする。
    - ア 次の事業を行うことを目的とする団体であること。
      - (ア) 家庭における交通安全推進事業
      - (イ) 地域交通安全についての調査、研究及び講習会などの事業
      - (ウ) 交通安全思想の目的を達成するために必要な事業
      - (エ) その他、地域における交通安全思想の普及、交通マナーの高揚及び交通事故の防止に寄与する目的を達成するために必要な事業
    - イ 協議会等又は交通安全女性の会が推進する交通安全運動に積極的に参加し、及び協力すること。
- 2 交通安全女性の会が行う事業に対し交付する補助金の額は、次に掲げる事業に要する経費とする。
- (1) 京都市地域交通安全運動事業補助金交付要綱第4条の規定により提出された事業計画書に記載した事業に要する経費
  - (2) その他、交通安全女性の会の活動目的を達成するために必要な事業に要する経費